



2018年6月11日

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社
代 表 者 名 取締役社長 竹内 章
(コード番号 5711 東証第1部)
問 合 せ 先 総務部広報室長 鈴木 信行
(電話番号 03-5252-5206)

役員報酬の一部返上等について

当社は、本年6月8日付「当社直島製錬所におけるJIS認証取消し処分について」で公表いたしましたとおり、直島製錬所における銅スラグ骨材の出荷に関して、一般財団法人日本品質保証機構より、JIS認証の取消し処分を受けております。

かかる事態を重く受け止め、下記のとおり、担当役員等の報酬を一部返上するとともに、社内関係者への処分を行うことといたしました。

当社は、今回の事案の再発防止対策に加えて、2017年12月28日付で策定した「当社グループの品質管理に係るガバナンス体制の再構築策」及び本年3月28日付で策定した「当社グループのガバナンス体制の強化策」に基づき、早急に品質管理体制を再構築するとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

記

1. 担当役員等

金属事業カンパニー プレジデント (取締役 専務執行役員)	鈴木 康信	月額報酬の30%を返上 (本年7月から3か月間)
----------------------------------	-------	-----------------------------

金属事業カンパニー バイスプレジデント (執行役員)	酒井 哲郎	月額報酬の10%を返上 (本年7月から3か月間)
-------------------------------	-------	-----------------------------

2. その他社内関係者

- 1) 直島製錬所長については、6月15日付で更迭いたします。
- 2) その他関係者についても、本件の事実関係を調査したうえで、厳正に処分する予定です。

以 上

【問い合わせ先】

三菱マテリアル株式会社総務部広報室
TEL:03-5252-5206